

平成十四年六月十四日受領
答弁第八〇号

内閣衆質一五四第八〇号

平成十四年六月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室の六名の職員（以下「外事室職員」という。）は、環境省千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長の了解を得て、千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）の東門を開けて墓苑に入った。また、本年納骨した遺骨については、八十七の箱に納め、二台のマイクロバスによって墓苑に搬入した。

二及び四について

お尋ねの納骨作業については、来苑者に公開して行うべきものではなく、来苑者の妨げとならないように留意しながら行ってきたところである。近年、来苑者が多くなったこと等から、本年は来苑者がいない時間帯を選んで作業を行ったものである。

同年五月十九日に、請負業者の九名の従業員が、平成二年度及び平成十一年度に増設した納骨室（以下「納骨室」という。）の周りに幕を張るとともに、納骨室の前の植栽を移動させ、納骨室の上にある石の一部及びその下の鉄製の蓋を工具を用いて持ち上げ、これらを納骨室の脇に置いて換気を行った後、当該

従業員のうち一名が納骨室内部の酸素濃度等の検知を行った。

同月二十日には、当該従業員が前日と同様の方法で納骨室の上にある石の一部及びその下の鉄製の蓋を移動させた後で、外事室職員のうち三名が納骨室に入室して納骨を行った。納骨した遺骨については、あらかじめ火葬場において収集した地域ごとに壺つぼに納めた後にこれを木箱に納めていたところであり、外事室職員等が当該木箱に覆いを掛けた上で、同月二十日、当該木箱を納骨室内の箱に納めたものである。なお、外事室職員のうち、二名は出張扱いで厚生労働省社会・援護局長の決裁を受けており、四名は超過勤務扱いで厚生労働省社会・援護局援護企画課長の決裁を受けている。

三について

二及び四について述べた検知においては、酸素、可燃性ガス、硫化水素及び一酸化炭素の濃度の測定が可能である理研計器株式会社製の検知器「点検・修理GX110EP」が用いられており、その測定結果は、酸素が体積百分率二十一・一パーセント、可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の〇パーセント、硫化水素及び一酸化炭素が〇ppmであった。

五について

本年納骨した遺骨については、十九の箱に納め、同年五月十七日に二台のマイクロバスによって厚生労働省から東京都内の火葬場に搬入し、当該火葬場で焼いたものである。

六について

厚生労働省においては、五について述べた火葬場に対して通常の火葬と同様の方法で遺骨を焼くよう依頼し、当該火葬場は本年五月十七日午前九時から同月十九日午後三時までの間に遺骨を焼いたと承知しているが、遺骨を焼いた際に使用した燃料等は承知していない。

七について

収集した戦没者の遺骨については、現地で焼いているところであり、その後当該遺骨を本邦内の火葬場で焼くことは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第二項の火葬に該当せず、同法第五条第一項に基づく市町村長の許可を要しないものであることから、当該許可を受けていない。